

## おわりに

川崎市における緑地保全施策に関しては、都市の環境を保全するために必要な緑や、良好な景観形成など都市の緑のネットワーク形成の視点等から総合的かつ戦略的な方針に基づき方策を講じている。特に、平成14年の環境保全審議会の「川崎市における新たな緑地保全方策について」の答申以後、市は「緑地総合評価」と「緑地保全カルテ」に基づき、特別緑地保全地区の指定をはじめとする各種の保全施策を進め、一定の成果を収めてきた。とりわけ、市域の緑の骨格を成す多摩川崖線、多摩丘陵における緑地の保全は大きく進展したと考えられる。

一方、現在も旺盛な市内の土地需要や緑地所有者の相続問題を背景に、市街地に残された身近な緑地の減少は続いている。また、この間、生物多様性保全をはじめとする環境保全、良好な景観の形成、急傾斜地の安全対策など、緑地保全に求められる視点も多様化している。

今回の検討は、こうした背景を踏まえつつ、特に減少傾向が続いている市街地に残された緑地や、生き物の生息・生育環境の拠点となっている緑地のほか、次世代に貴重な緑をつないでいくために学校・福祉施設に近接した緑地、市民活動の可能性や黒川・早野・岡上地区に残された「農ある風景」を継承するための歴史的文化的価値などの緑地の魅力も考慮した上で、「緑地総合評価」の各項目の見直しを行った。

今後の緑地保全に当たっては、新たな緑地総合評価を活用して緑地の保全をさらに推進することはもちろん、保全した緑地を生物多様性の保全につなぐため、道路や河川を利用した緑地のネットワーク形成の検討を進めるとともに、保全した緑地を次世代へとつないでいくために市民や企業等と協働して緑地の質の向上に取り組むよう、切に要望するものである。なお、緑地における生物調査については、市民協働により継続して行うなど保全した緑地の自然環境をより詳細に把握するよう併せて要望する。

最後に、川崎市においては、本答申を活用し、関係機関をはじめ関係部局と密に連携を図りながら、より一層の保全施策を推進されることを強く期待する。